もとす広域連合 入 札 心 得

入札者は、次に掲げる事項を了知しなければならない。　R2.4.1～

1　入札書の提出

（1）入札者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印の上、封かんし、工事（件）名、氏名を記入し、指定の日時及び場所において入札しなければならない。

（2）代理人が入札する場合は、入札執行前に委任状を提出しなければならない。提出する委任状は代理権の範囲、代理人の氏名及び代理人が使用する印鑑を明示し、委任者が記名押印したものとする。なお、この場合における入札書の入札者名及び押印は、代理人が記名押印（何某代理人何某と表示）すること。

（3）入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、特に記載のない限り、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

2　無効な入札

次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

（1）入札者の資格を有しない者が入札したとき。

（2）入札保証金を免除した場合を除き、定められた額の入札保証金が納付されていないとき。

（3）委任状を持参しない代理人が入札したとき。

（4）入札書に記名押印のないとき又は記載内容が明らかでないとき。

（5）入札書の金額を訂正してあるとき。

（6）入札者が同一事項に対し、２以上の入札をしたとき。

（7）入札者が他人の代理をしたとき、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。

（8）入札に関し、談合等の不正があったとき。

（9）工事費内訳書の提出を求めた場合で、同内訳書を提出しなかったとき。

（１０）その他あらかじめ指定した事項に違反したとき。

3　開札及び落札者の決定方法

（1）開札は、入札後直ちに入札者を立ち会わせて行う。

（2）契約の目的に応じて、予定価格の制限の範囲以内で最高又は最低の価格の者を落札者とする。あらかじめ最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格以上の最低の価格を持って入札したものを落札者とする。低入札価格調査基準が設けてある場合で、基準価格を下回った入札があった場合は、低入札価格調査等取扱要領に基づいて調査を行うため、落札者の決定は後日とする。

（3）落札者となるべき同価の入札者が二人以上ある場合は、くじで落札者を決定する。この場合においてくじを引くことを辞退することはできない。

（4）落札決定に当たっては、特に記載のない限り、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とする。

4　再度入札

（1）開札をした場合において各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札をすることがある。

（2）再度入札は、１回とし（最初の入札から数えて２回目）、落札者がない場合は、改めて入札の公告（又は入札参加者の指名）を行い入札に付する。ただし、やむを得ない事由があるときは随意契約とする。

（3）最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度入札に参加できない。

（4）再度入札に付した場合、前回の最低入札価格と同価以上で入札したときは、無効とする。

（５）無効な入札をした者は、再度入札に参加できない。

５　入札又は開札の中止及びそれによる損害

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、この場合における損害は、各入札者の負担とする。

６　契約書の交換等

（１）落札者は、落札決定の日から７日以内に契約書を交換しなければならない。落札者がこの期間内に契約を締結しなければその落札は無効とする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（２）前項の場合において、その契約が議会の議決を要するものであるときは、議会の議決を経た後本契約を締結する旨を含む仮契約書となる。

７　工事費内訳書（大分類まで）の提出

（１）工事費内訳書には提出者名又は会社名、工事案件名を記載すること。

（２）入札書の金額と工事費内訳書の工事価格合計（税抜）は、一致させること。

（３）値引きがある場合は、工事価格の端数処理のみとすること。

（４）工事費内訳書は、入札書とともに封筒に入れ、封印・封緘して提出すること。

（５）工事費内訳書は返却しません。

（６）再度入札については、内訳書の再提出は求めません。

（７）工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではありません。

８　入札の辞退

（１）指名を受けた者は、入札の執行の完了に至るまで、いつでも入札を辞退することができる。この場合において、これを理由として以降の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

（２）指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

①入札執行前にあっては、入札辞退届を提出するか、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る）して行う。

②入札執行中にあっては、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を、提出して行う。

９　契約保証金

落札者は、請負代金が５００万円以上の工事請負契約には、契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

１０　その他

（１）郵便又は通信による入札は認めない。

（２）一度提出した入札書の、書換え、引換え又は撤回することができない。

（３）入札会場においては、静粛を保ち私語を慎むこと。

（４）落札決定までは、原則として入札会場の出入りを禁止する。

（５）その他の事項については、地方自治法・同施行令及びもとす広域連合の契約規則の定めるところによる。